各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局振興課

# 介護保険最新情報

今回の内容

地域支援事業実施要綱の改正について

計63枚(本紙を除く)

Vol. 222

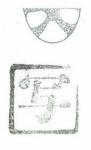
平成23年7月15日

厚生労働省老健局振興課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきます ようよろしくお願いいたします。

連絡先 TFL: 03-5253-1111(介護サービス振興係・内線 3986)

FAX: 03-3503-7894



老発 0 7 1 4 第 2 号 平成 2 3 年 7 月 1 4 日

各都道府県知事殿

厚生労働省老健局



「地域支援事業の実施について」の一部改正について

標記の事業については、平成18年6月9日老発第0609001号本職通知の別紙「地域支援事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)により行われているところであるが、今般、実施要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成23年4月1日に遡って適用することとしたので通知する。

ついては、本事業の実施に努められるよう特段の御配慮をお願いするととも に、管内市町村に対して、周知徹底を図るなど、本事業の円滑な実施について 御協力を賜りたい。

# 地域支援事業実施要綱の新旧対照表

改正後(新)	改正前(旧)
	別紙
	地域支援事業実施要綱
1~5 (略)	1 目的
	地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総
	合相談支援業務、権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務をいう。)
	及びその他の地域支援事業を行うことにより、被保険者が要介護状態又は要支援状態(以
	下「要介護状態等」という。)となることを予防するとともに、要介護状態等となった場
	合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援
	することを目的とするものである。
	2 事業内容
	別記のとおり。
	3 実施方法
	(1)地域支援事業は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)、介護
	保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「政令」という。)、介護保険法施行規
	則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)及び介護予防事業の円滑な実
	施を図るための指針(平成18年厚生労働省告示第316号)の規定によるほか、この実
	施要綱の定めるところによる。
	(2)地域支援事業の実施に当たっては、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断
	を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的な

改正後(新)	改正前(旧)
	サービスが提供されるよう実施することとする。
	(3)地域包括支援センターは地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支
	援専門員、社会福祉士などの各々の専門職の知識を活かしながら、常に情報を共有し、互
	いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チ
	ーム」として支えていく必要がある。
	また、地域包括支援センター内にとどまることなく、地域での各種サービス、保健・医
	療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動などインフォーマル
	な活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用を図り、ネットワーク化を構築
	していく必要がある。さらに、地域支援事業の円滑な実施、地域包括支援センターの適切、
	公正かつ中立な運営を確保する観点から、地域包括支援センター運営協議会等を積極的に
	活用されたい。
	4 実施主体
	(1) 実施主体は、市町村(特別区、一部事務組合、広域連合等を含む。以下同じ。)とし、
	その責任の下に地域支援事業を実施するものとする。
	(2) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、包括的
	支援事業の実施について、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると認め
	られる老人介護支援センターの設置者(市町村社会福祉協議会、社会福祉法人等)、一
	部事務組合若しくは広域連合等を組織する市町村、医療法人、当該事業を実施すること
	を目的として設立された民法法人、特定非営利活動法人その他市町村が適当と認める法
	人に委託することができるものとする。この委託は、包括的支援事業のすべてにつき一
	括して行わなければならない。
	(3) 市町村は、地域の実情に応じ、利用者、サービス内容及び利用料の決定を除き、包括的

改正後(新)	改正前(旧)
	支援事業以外の地域支援事業の全部又は一部について、老人介護支援センターの設置者
	その他市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができるものとする。
	二次予防(要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる高齢者を早期に発
	見し、早期に対応することをいう。以下同じ。)に係る事業(以下「二次予防事業」と
	いう。)の対象者把握事業のうち対象者に関する情報の収集及び対象者の決定に係る業
	務については、地域包括支援センターにおいて実施する介護予防ケアマネジメント業務
	と一体的に実施することが望ましい。
	(4)法第13条に規定する住所地特例の適用を受けた被保険者に対する地域支援事業の実施
	に関しては、当該被保険者の保険者である市町村は、当該被保険者の住所のある市町村
	にその事業の実施を委託することができる。
	(5) 地域包括支援センターの設置者(法人である場合は、その役員)若しくはその職員又は
	これらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らし
	てはならない。
	5 利用料
	市町村は、地域支援事業の利用者に対し、二次予防事業の対象者把握事業にかかる費用を
	除いて、利用料を請求することができる。
	別記
	1 介護予防事業
	(1) 二次予防事業
ア (略)	ア 総則

改正後(新)	改正前(旧)
	(ア) 目的
	二次予防事業は、主として要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められ
	る65歳以上の者を対象として実施することを基本とし、二次予防事業の対象者が要
	介護状態等となることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現の
	ための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう支
	援することを目的として実施する。その目的を達成するため、事業の実施に際しては、
	介護予防ケアマネジメント業務により、個々の対象者の心身の状況、その置かれてい
	る環境その他の状況(以下「心身の状況等」という。)に応じて、対象者の選択に基
	づき、適切な事業を包括的かつ効率的に実施するものとする。
	(イ) 対象者
	二次予防事業における対象者把握事業は、当該市町村の要介護者及び要支援者を
	除く第1号被保険者を対象に実施し、通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業
	は、当該市町村の第1号被保険者である二次予防事業の対象者に実施するものとす
	る。なお、二次予防事業のうち通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業の参加
	者数は、高齢者人口の概ね5パーセントを目安として、地域の実情に応じて定める
	ものとする。
	通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業においては現に要介護状態等にあ
	る者に対しては原則として事業を実施しないが、心身の状況等により通所形態によ
	る事業への参加が困難な者であって、低栄養状態を改善するために必要と認められ
	るものに対しては、二次予防事業において配食の支援を実施して差し支えない。な
	お、低栄養状態を改善することを目的としない配食の支援については本事業の対象
	とならない。
	二次予防事業の対象者となる者の名称については、「健康づくり高齢者」や「元

改正後(新)	改正前(旧)	
	気向上高齢者」等、各市町村において、地域の特性や実情にあった親しみやすい通	
	称を設定することが望ましい。	
	(ウ) 事業の種類	
	この事業の種類は、次のとおりとする。	
	① 二次予防事業の対象者把握事業	
	② 通所型介護予防事業	
	③ 訪問型介護予防事業	
	④ 二次予防事業評価事業	
1	イー各論	
(ア) 二次予防事業の対象者把握事業	(ア) 二次予防事業の対象者把握事業	
	二次予防事業の対象者把握事業(以下「把握事業」という。)は、二次予防事業	
	の対象者を決定することを目的として、次の取組を実施する。	
	なお、日常生活で必要となる機能(以下「生活機能」という。)の確認は、別添	
	1の基本チェックリストで行う。なお、必要に応じて検査等を行うことができる。	
① 二次予防事業の対象者に関する情報の提供	① 二次予防事業の対象者に関する情報の収集	
	次に掲げる方法等により、二次予防事業の対象者に関する情報の収集に努める	
	ものとする。情報の収集は、できる限り把握事業の全対象者について行うこと	
	が望ましい。ただし、地域の実情に応じ、例えば各地域の高齢者の課題によっ	
	て優先順位をつけて実施することも可能である。	
(a) (略)	(a) 基本チェックリストの配布・回収	
	把握事業の全対象者に郵送等により配布・回収する。この場合、例えば	
	3年間に分けて全対象者に配布する等、地域の実情に応じた方法や介護	

改正後(新)	
(b) 他部局からの情報提供等	
以下に掲げる方法等により把握した者に対して、基本チェックリストを実施する。	
a 要介護認定及び要支援認定(以下、「要介護認定等」という。)の担当部局との連	
携による把握	
b 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握	
c 医療機関からの情報提供による把握	
d 民生委員等からの情報提供による把握	
e 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握	
f 本人、家族等からの相談による把握	
g 特定健康診査等の担当部局との連携による把握	
h その他市町村が適当と認める方法による把握	
② 二次予防事業の対象者の決定等	
基本チェックリストにおいて、次の i からiv までのいずれかに該当する者を、要介護	
状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者として、二次予防事業の対象者と	
する。	

i 1から20までの項目のうち10項目以上に該当する者

ii 6から10までの5項目のうち3項目以上に該当する者

改正前(旧)

保険事業計画策定に係る日常生活圏域ニーズ調査を活用する方法とすることも考えられる。

また、基本チェックリスト未回収者の中には、閉じこもり、うつ、認知 症等により日常の生活動作が困難な者が含まれる可能性があることから、できる限り電話・戸別訪問等を行い、支援が必要な者の早期発見・早期対応に努めること。

(b) 他部局から情報提供等

以下に掲げる方法等により把握した者に対して、基本チェックリストを実施する。

- a 要介護認定の担当部局との連携による把握
- b 訪問活動を実施している保健部局との連携による把握
- c 医療機関からの情報提供による把握
- d 民生委員等からの情報提供による把握
- e 地域包括支援センターの総合相談支援業務との連携による把握
- f 本人、家族等からの相談による把握
- g 特定健康診査等の担当部局との連携による把握
- h その他市町村が適当と認める方法による把握
- ② 二次予防事業の対象者の決定等

基本チェックリストにおいて、次の i から iv までのいずれかに該当する者を、 要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者として、二次予防 事業の対象者とする。

- i 1から20までの項目のうち10項目以上に該当する者
- ii 6から10までの5項目のうち3項目以上に該当する者

# 改正後 (新)

- iii 11及び12の2項目すべてに該当する者
- iv 13から15までの3項目のうち2項目以上に該当する者

なお、上記に該当する者のうち、基本チェックリストの16の項目に該当する者、18から20のいずれかに該当する者、21から25までの項目のうち2項目以上に該当する者については、うつ・閉じこもり・認知症の予防や支援にも考慮する必要がある。

- ③ 要介護認定等において非該当と判定された者の取扱いについて
- (a) 要介護認定等を受けていた者が非該当と判定された場合、二次予防事業の対象者と し、適切にフォローするものとする。
- (b) 新たに要介護認定等の申請を行った者が非該当と判定された場合については、基本 チェックリストの実施などにより、二次予防事業への参加が必要と認められた者に ついて二次予防事業の対象者とする。
- 4 二次予防事業の対象者として取り扱う期間

二次予防事業の対象者として取り扱う期間は、個々の状態等を勘案して市町村が設定 する期間とする。

#### (イ) 通所型介護予防事業

① 事業内容

通所型介護予防事業においては、二次予防事業の対象者に、次の(a)から(e) までに掲げるプログラム(機能訓練、健康教育等)を実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う。

なお、二次予防事業の対象者が参加するプログラムは、基本チェックリストで 該当する項目や、対象者の意向を踏まえて選択するものとする。

# 改正前(旧)

- iii 11及び12の2項目すべてに該当する者
- iv 13から15までの3項目のうち2項目以上に該当する者

なお、上記に該当する者のうち、基本チェックリストの16の項目に該当する者、18から20のいずれかに該当する者、21から25までの項目のうち2項目以上に該当する者については、うつ・閉じこもり・認知症の予防や支援にも考慮する必要がある。

また、要介護認定において、非該当と判定された者については、基本チェックリストを実施しなくても二次予防事業の対象者とする。

#### ③ 二次予防事業の対象者として取り扱う期間

二次予防事業の対象者として取り扱う期間は、個々の状態等を勘案して市町 村が設定する期間とする。

#### (イ) 通所型介護予防事業

#### ① 事業内容

通所型介護予防事業においては、二次予防事業の対象者に、次の(a)から(d) までに掲げるプログラム(機能訓練、健康教育等)を実施し、自立した生活の 確立と自己実現の支援を行う。

なお、二次予防事業の対象者が参加するプログラムは、基本チェックリストで 該当する項目や、対象者の意向を踏まえて選択するものとする。

	T
改正後(新)	改正前(旧)
(a) ~ (c) (略)	(a) 運動器の機能向上プログラム
	運動器の機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し、理
	学療法士等を中心に看護職員、介護職員等が協働して運動器の機能向上に
	係る個別の計画を作成し、当該計画に基づき有酸素運動、ストレッチ、簡
	易な器具を用いた運動等を実施し、運動器の機能を向上させるための支援
	を行う。
	(b) 栄養改善プログラム
	低栄養状態にある又はそのおそれのある対象者に対し、管理栄養士(平
	成24年3月31日までの間に限り、栄養管理業務に関し5年以上の実務
	経験を有する栄養士を含む。)が看護職員、介護職員等と協働して栄養状
	態を改善するための個別の計画を作成し、当該計画に基づき個別的な栄養
	相談や集団的な栄養教育等を実施し、低栄養状態を改善するための支援を
	行う。
	(c) 口腔機能の向上プログラム
	口腔機能が低下している又はそのおそれのある対象者に対し、歯科衛
	生士等が看護職員、介護職員等と協働して口腔機能の向上に係る個別の計
	画を作成し、当該計画に基づき摂食・嚥下機能訓練、口腔清掃の自立支援
	等を実施し、口腔機能を向上させるための支援を行う。
(d) その他のプログラム	(d) その他のプログラム
上記(a)から(c)までに掲げるプログラムのほか、膝痛・腰痛対	上記(a)から(c)までに掲げるプログラムのほか、膝痛・腰痛対
策のためのプログラム、閉じこもり予防・支援又は認知症予防・支援又は	策のためのプログラム、閉じこもり予防・支援又は認知症予防・支援又は
うつ予防・支援に関するプログラム等、市町村において介護予防の観点か	うつ予防・支援に関するプログラム、 <mark>これらのうち複数のプログラムを組</mark>
ら効果が認められると判断されるプログラムを実施する。	<u>み合わせたプログラム</u> 等、市町村において介護予防の観点から効果が認め

改正後 (新)	改正前(旧)
	られると判断されるプログラムを実施する。
(e) 複合プログラム	
とにより、効果的・効率的な実施が可能となると判断される場合には、複	
数のプログラムを組み合わせた個別の計画を作成し、当該計画に基づき複	
<u>合プログラムを実施する。</u>	
②~⑥ (略)	② 実施場所
	通所介護事業所などの介護サービス事業所、市町村保健センター、健康増
	進センター、老人福祉センター、介護保険施設、公民館など、市町村が適当
	と認める施設で実施するものとする。
	③ 実施担当者
	医師、歯科医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚
	士、管理栄養士、歯科衛生士、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
	運営に関する基準(平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 37 号)第 93 条第 4 項に
	規定する機能訓練指導員、経験のある介護職員等が実施する。
	④ プログラムに参加する場合の医師の判断
	例えば、心臓疾患、骨折等の傷病を有している者については、運動器の関
	連のプログラムの実施により、病状悪化のおそれがあることから、プログラ
	ム参加の適否について医師の判断を求めること。
	⑤ 実施の手順
	通所型介護予防事業は、次の手順により実施するものとする。以下 (a)
	から(d)までに掲げる実施状況については、介護予防ケアマネジメント業

務を実施する地域包括支援センターに必ず報告するものとする。なお、地域

改正後(新)	改正前 (旧)
	包括支援センターにより介護予防ケアプランが作成されている場合は、これ
	を踏まえ実施するものとする。
	(a) 事前アセスメントの実施
	実施担当者は、個別サービス計画を作成するために必要となる課題を
	把握するとともに、事業終了後にその効果を評価するための基準値を得る
	ために、事前アセスメントを実施する。
	(b) 個別サービス計画の作成
	実施担当者は、事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏まえて、
	プログラムの目標、プログラムの内容、家庭や地域での自発的な取組の内
	容、実施期間、実施回数等を記載した個別サービス計画を作成する。実施
	期間は、プログラムの内容に応じて、概ね3ヵ月から6ヵ月程度とし、実
	施回数は、対象者の過度な負担とならず、かつ効果が期待できる回数を設
	定するものとする。
	(c) プログラムの実施
	実施担当者は、個別サービス計画に基づき、プログラムを実施する。
	なお、概ね1ヵ月ごとに個別サービス計画で定めた目標の達成状況に
	ついて評価を実施し、適宜、プログラムの実施方法等について見直しを
	行うものとする。
	(d) 事後アセスメントの実施
	実施担当者は、事業終了後、事後アセスメントとして、再度、事前ア
	セスメントと同様の評価を実施し、目標の達成状況やその後の支援方法に
	ついて検討を行う。
	⑥ 留意事項

改正後 (新)	改正前(旧)
	安全に事業を実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアル
	を整備し、常に安全管理に配慮するものとする。
	なお、実施に際しては、二次予防事業の対象者の心身の状況等に応じて、リ
	フトバス等による送迎を行うことができるものとする。
(ウ)	(ウ) 訪問型介護予防事業
①~④(略)	① 事業内容
	二次予防事業の対象者であって、特に閉じこもり、うつ、認知症のおそれがあ
	る等、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難なものであり、
	市町村が訪問型介護予防事業の実施が必要と認められるものを対象に、保健師
	等がその者の居宅を訪問して、その生活機能に関する問題を総合的に把握・評
	価し、必要な相談・指導等を実施する。
	また、訪問型介護予防事業の対象者であって、低栄養状態を改善するために特
	に必要と認められるものに対しては、栄養改善プログラムの一環として配食の
	支援を実施する。
	② 実施担当者
	保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科
	衛生士等が実施する。
	③ プログラムに参加する場合の医師の判断
	通所型介護予防事業における取扱いと同様、プログラム参加の適否について医
	師の判断を求めること。
	④ 実施の手順
	訪問型介護予防事業は、次の手順により実施するものとする。以下の(a)か

改正後(新)	改正前(旧)
	ら(d)までに掲げる実施状況については、介護予防ケアマネジメント業務を
	実施する地域包括支援センターに必ず報告するものとする。なお、地域包括支
	援センターにより介護予防ケアプランが作成されている場合は、これを踏まえ
	実施するものとする。
	(a) 事前アセスメントの実施
	実施担当者は、対象者の居宅を訪問し、個別サービス計画を作成するために必
	要となる課題を把握するとともに、事業終了後にその効果を評価するための基
	準値を得るために、事前アセスメントを実施する。事前アセスメントでは、主
	治医とも連携しつつ、対象者の心身の状況等について、地域包括支援センター
	の作成した課題分析・目標設定を踏まえ、包括的な評価を行う。その際、認知
	症やうつが疑われる者については、適宜、医療機関への受診を勧奨するととも
	に、精神保健福祉センター等の専門機関との連携を図る。
	(b) 個別サービス計画の作成
	実施担当者は、事前アセスメントの結果や対象者の意向を踏まえて、個別の対
	象者ごとに支援方法を検討し、概ね3ヵ月から6ヵ月までを実施期間とする個
	別サービス計画を作成する。
	(c) 支援の実施
	実施担当者は、個別サービス計画に基づき、定期的に対象者の居宅を訪問し、
	対象者の心身の状況等を確認するとともに、必要な相談・指導等を実施する。
	併せて、対象者の心身の状況等を踏まえつつ、対象者の関心や興味に応じて、
	通所型介護予防事業の各種プログラムや地域における自発的な活動等への参加
	を促すものとする。
	(d) 事後アセスメントの実施

改正後	(新)
<u></u>	(/1/1/

#### ⑤留意事項

安全に事業を実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを整備し、常に安全管理に配慮し実施するものとする。

また、訪問型介護予防事業において、低栄養状態の改善のため特に必要であると判断し 配食の支援を実施する場合は、食材料費及び調理費相当分については利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者への配慮を考慮すること。<u>なお、事業の対象者・利用の負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</u>

(エ) (略)

実施担当者は、事業終了後、事後アセスメントとして、再度、事前アセスメントと同様の評価を実施し、目標の達成状況やその後の支援方法について検討を行う。

改正前(旧)

#### ⑤ 留意事項

安全に事業を実施するために、事故発生時の対応を含む安全管理マニュアルを 整備し、常に安全管理に配慮し実施するものとする。

また、訪問型介護予防事業において、低栄養状態の改善のため特に必要である と判断し配食の支援を実施する場合は、食材料費及び調理費相当分については 利用者負担とすることを基本とするが、利用料の設定に当たっては、低所得者 への配慮を考慮すること。

### (エ) 二次予防事業評価事業

#### ① 事業内容

介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、二次予防 事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の実施方法等の改善を図る。

#### ② 実施方法

事業評価は、年度ごとに、別添2の「介護予防事業の事業評価」により、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価をそれぞれ実施する。

#### ③ 留意事項

事業評価を実施するため、介護予防事業の対象者数、参加者数、事業参加前後のQOL指標の変化、主観的健康感の変化等のデータ等について、常に収集・整理するものとする。

# (2) (略) (2) 一次予防事業

改正後(新)	改正前(旧)
	ア総則
	(ア) 目的
	一次予防事業(主として活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持又は
	向上に向けた取組を行うことをいう。以下同じ。)に係る事業(以下「一次予防事
	業」という。)は、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、
	地域の高齢者が自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が主体的に実施されるよ
	うな地域社会の構築を目指して、健康教育、健康相談等の取組を通じて介護予防に
	関する活動の普及・啓発や地域における自発的な介護予防に資する活動の育成・支
	援を行うこと等を目的とする。
	(イ) 対象者
	一次予防事業は、当該市町村の第1号被保険者のすべての者及びその支援のため
	の活動に関わる者を対象に実施するものとする。
	(ウ) 事業の種類
	この事業の種類は、次のとおりとする。
	① 介護予防普及啓発事業
	② 地域介護予防活動支援事業
	③ 一次予防事業評価事業
	イー各論
	(ア) 介護予防普及啓発事業
	事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果があると認め
	るものを適宜実施するものとする。なお、実施に際しては、特に必要と認められ
	る場合、リフトバス等による送迎を行うことができるものとする。

改正後(新)	改正前(旧)
	① 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するためのパンフレット等の作
	成及び配布
	② 介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するための有識者等による講演
	会や相談会等の開催
	③ 介護予防の普及啓発に資する運動教室等の介護予防教室等の開催
	④ 介護予防に関する知識又は情報、各対象者の介護予防事業の実施の記録等を
	管理するための媒体の配布
	(イ) 地域介護予防活動支援事業
	事業内容としては、概ね次のものが考えられるが、市町村が効果があると認め
	るものを適宜実施するものとする。なお、事業の展開にあたっては、対象者が積
	極的に参加したいと思えるような多様なメニューを実施し、当該事業を通じて参
	加者同士の交流を図り、自主的な取組につなげる等の工夫をすることにより、住
	民の積極的な参加を促すなど、地域づくりに資する視点を持つことが望ましい。
	① 介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修
	② 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援
	③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施
	例えば、要介護者等に対する介護予防に資する介護支援ボランティア活動を行
	った場合に、当該活動実績を評価した上で、ポイントを付与する活動等が考えら
	れる。
	(ウ) 一次予防事業評価事業
	① 事業内容
	介護保険事業計画において定める目標値の達成状況等の検証を通じ、一次予防
	事業の事業評価を行い、その結果に基づき事業の改善を図る。

改正後(新)	改正前 (旧)
(3)ア(略)	② 実施方法 事業評価は、年度ごとに、別添2の「介護予防事業の事業評価」により、プロセス評価を中心に実施する。  (3) 介護予防事業の実施に際しての留意事項 ア 介護予防事業の実施に当たっては、地域の医師会、歯科医師会等の協力を得るとともに、保健、精神保健福祉等の関係課部局、保健所、医療機関等の関係機関と十分に調整を図るものとする。
イ 一次予防事業と二次予防事業の実施に当たっては、介護予防に関するボランティアの有効的な活用や、参加者数を十分に確保し事業を実施するための開催場所の検討及び会場の集約を図る等の効果的・効率的な運営に留意すること。 ウ 一次予防事業と二次予防事業は、相互に密に連携を図って、効果的な事業の実施に努めるものとする。特に、二次予防事業の終了者については、主体的かつ継続的に取組を実施できるよう、(2)一次予防事業のイ(イ)地域介護予防活動支援事業における地域活動組織やボランティア育成研修等へとつなげるケアマネジメントが重要である。なお、両施策については、各事業への参加状況等を勘案し、同じ会場で実施するなどの創意工夫を図り実施できるものとする。	<ul> <li>一次予防事業と二次予防事業は、相互に密に連携を図って、効果的な事業の実施に 努めるものとする。なお、両施策については、各事業への参加状況等を勘案し、同 じ会場で実施するなどの創意工夫を図り実施できるものとする。</li> </ul>
2 包括的支援事業 (1)(略)	2 包括的支援事業 (1) 介護予防ケアマネジメント業務 ア 目的 介護予防ケアマネジメント業務は、二次予防事業の対象者が要介護状態等となるこ

改正後(新)	改正前(旧)
	とを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、
	対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に
	実施されるよう必要な援助を行うことを目的とする。
	イ 対象者
	当該市町村の第1号被保険者である二次予防事業の対象者に実施する。
	ウ 実施担当者
	介護予防ケアマネジメント業務は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等が
	相互に協働しながら実施するものとする。
	エ 実施の際の考え方
	介護予防ケアマネジメント業務の実施に当たっては、今後、対象者がどのような生
	活をしたいかという具体的な日常生活上の目標を明確にし、その目標を対象者、家族、
	事業実施担当者が共有するとともに、対象者自身の意欲を引き出し、自主的に取組を
	行えるよう支援するものとする。
	オー実施の手順
	介護予防ケアマネジメント業務は、次の手順により実施するものとする。 (別添3
	の様式1から様式4までの様式(以下「標準様式例」という。)参照)。
	(ア) 課題分析(アセスメント)
	基本チェックリストの結果の情報の把握や、対象者及び家族との面接による聞き取
	り等を通じて、次に掲げる各領域ごとに、対象者の日常生活の状況、生活機能の低下

改正後 (新)	改正前(旧)
	の原因や背景等の課題を明らかにする。
	① 運動及び移動
	② 家庭生活を含む日常生活
	③ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション
	④ 健康管理
	その際、生活機能の低下について対象者の自覚を促すとともに、介護予防に取り組
	む意欲を引き出すため、対象者や家族との信頼関係の構築に努めるものとする。
	(イ) 目標の設定
	課題分析の結果、個々の対象者にとって最も適切と考えられる目標を設定する。目
	標は、単に運動器の機能や栄養改善、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指
	すものではなく、これらの機能改善や環境の調整などを通じて、生活の質の向上を目
	指すものとする。課題分析(アセスメント)の結果、地域包括支援センターは、必要
	と認められる場合には、対象者及びその家族の同意を得て、支援の内容や目標の達成
	時期等を含む介護予防ケアプランを作成することができる。その際、対象者、家族及
	び事業の実施担当者等が共通の認識を得られるよう情報の共有に努めるものとする。
	介護予防ケアプランの作成の必要がない場合には、地域包括支援センターは、事業の
	実施前に事業実施担当者に対し参加するプログラムの種類を含む個々の対象者の支援
	の内容等を伝え、事業の実施後に事業実施担当者から事前・事後アセスメント及び個
	別サービス計画に係る情報を収集することによりこれに替えることができる。なお、
	介護予防ケアプランにおいては、対象者自身による取組、家族や地域住民等による支
	援等を、積極的に位置づけるとともに、ボランティアや地域活動組織の育成・支援等
	を実施する一次予防事業と十分に連携し、地域における社会資源の活用に努めること
	とする。

改正後(新)	改正前(旧)
	(ウ) モニタリングの実施
	介護予防事業が実施される間、地域包括支援センターは、必要に応じて、その実施
	状況を把握するとともに、当該事業の実施担当者等の関係者の調整を行う。また、当
	該事業の実施担当者に対し、介護予防事業による目標の達成状況等の評価を行わせ、
	その結果の報告を受ける。
	(工) 評価
	地域包括支援センターでは、事業の実施担当者からの事後アセスメント等の結果報
	告を参考にしつつ、対象者及び家族との面接等によって各対象者の心身の状況等を再
	度把握し、適宜、介護予防ケアプランの見直し等を行う。
	カー留意事項
	(ア)介護予防ケアマネジメント業務は、1の(1)のイの(ア)の二次予防対象者の
	把握事業と密に連携を図り、実施するものとする。
	(イ) 介護予防ケアマネジメント業務に用いる標準様式例は、必要と思われる標準的な
	項目を示したものであり、様式の記載においては、介護予防ケアマネジメントに
	必要な情報について個別に吟味した上で、適宜、項目を追加または簡略化するな
	ど、工夫して用いるものとする。
	(ウ) 介護予防ケアマネジメント業務においては、介護保険における居宅介護 (介護予
	防)支援との一貫性や連続性の確保に配慮するものとする。
	(エ) 介護予防ケアマネジメント業務においては、多くの専門職や地域住民等の積極的
	な参画を求めるものとする。
	(オ) 介護予防ケアマネジメント業務においては、対象者又はその家族の秘密が部外者
	に漏れることのないよう、必要な措置を講じるものとする。

改正後(新)	改正前(旧)
<i>y</i> = <i>u</i> , <i>w</i>	<i>y</i> ==#.
(2)(略)	(2) 総合相談支援業務
	ア 目的
	総合相談支援業務は、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生
	活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築
	するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、
	相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用
	につなげる等の支援を行うことを目的とする。
	イ 事業内容
	(ア) 地域におけるネットワークの構築
	地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を見い出し、保健・医療・
	福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更
	なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構
	築を図る。
	(イ) 実態把握
	(ア) で構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、
	高齢者世帯への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等によ
	り、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うものとする。特に、地域か
	ら孤立している要介護(支援)者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱え
	ている世帯など、支援が必要な世帯を把握し、当該世帯の高齢者や家族への支援
	につなげることができるように留意するものとする。
	(ウ) 総合相談支援

改正後(新)	改正前 (旧)
	① 初期段階の相談対応
	本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受
	けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必
	要性を判断する。
	適切な情報提供を行うことにより相談者自身が解決することができると
	判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、
	関係機関の紹介等を行う。
	② 継続的・専門的な相談支援
	①の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した
	場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定する。
	支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情
	報収集を行い、期待された効果の有無を確認する。
(3)権利擁護業務	(3) 権利擁護業務
ア (略)	ア 目的
	権利擁護業務は、地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十
	分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困
	難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を
	行うことができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要
	な支援を行うことを目的とする。
イ 事業内容	イ 事業内容
	日常生活自立支援事業、成年後見制度などの権利擁護を目的とするサービスや制

改正後 (新)

# 改正前(旧)

## (ア) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の利用が必要と思われる高齢者の親族等に対して、成年後見制度の説明 や申立てに当たっての関係機関の紹介などを行う。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意思がない 場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部局に当該高齢者の 状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。 度を活用するなど、ニーズに即した適切なサービスや機関につなぎ、適切な支援を 提供することにより、高齢者の生活の維持を図る。

特に、高齢者の権利擁護の観点からの支援が必要と判断した場合には、次のような諸制度を活用する。

#### (ア) 成年後見制度の活用促進

成年後見制度を説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援する。

申立てを行える親族がないと思われる場合や、親族があっても申立てを行う意 思がない場合で、成年後見の利用が必要と認める場合、速やかに市町村の担当部 局に当該高齢者の状況等を報告し、市町村申立てにつなげる。

#### (イ) 老人福祉施設等への措置の支援

虐待等の場合で、高齢者を老人福祉施設等へ措置入所させることが必要と判断 した場合は、市町村の担当部局に当該高齢者の状況等を報告し、措置入所の実施 を求める。

#### (ウ) 高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号)等に基づき、速やかに当該高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に即した適切な対応をとる(詳細の業務については、「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と擁護者支援」(平成18年4月厚生労働省老健局)を参照のこと)。

#### (エ) 困難事例への対応

高齢者やその家庭に重層的に課題が存在している場合、高齢者自身が支援を拒 否している場合等の困難事例を把握した場合には、地域包括支援センターに配置

改正後(新)	改正前 (旧)
	されている専門職が相互に連携するとともに、地域包括支援センター全体で対応
	を検討し、必要な支援を行う。
	(オ) 消費者被害の防止
	訪問販売によるリフォーム業者などによる消費者被害を未然に防止するため、
	消費者センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門
	員、訪問介護員等に必要な情報提供を行う。
	ウ 留意事項
	イの(ア)の成年後見制度の円滑な利用に向けて次のことに留意する。
	(ア)市町村、地方法務局等と連携し、成年後見制度を幅広く普及させるための広報等
	の取組を行う。
	(イ)鑑定又は診断書の作成手続きに速やかに取り組むことができるよう、地域で成年
	後見人となるべき者を推薦する団体等を、高齢者又はその親族に対して紹介す
	<b>న</b> .
	(4) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
	ア 目的
	包括的・継続的マネジメント支援業務は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続け
	ることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と
	施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者
	の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく包括的・継続的ケアマネ
	ジメントが重要であり、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専
	門員に対する支援等を行うことを目的とする。

改正後(新)	改正前(旧)
	イ 事業内容
	(ア) 包括的・継続的なケア体制の構築
	在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医
	療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機
	関の間の連携を支援する。
	また、地域の介護支援専門員が、地域における健康づくりや交流促進のため
	のサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など介護保険サービス以外
	の地域における様々な社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備
	する。
	(イ) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
	地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、介護
	支援専門員相互の情報交換等を行う場を設定するなど介護支援専門員のネット
	ワークを構築したり、その活用を図る。
	(ウ) 日常的個別指導・相談
	地域の介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、介護支援専門員に対する
	個別の相談窓口の設置、居宅(介護予防)・施設サービス計画の作成技術の指導、
	サービス担当者会議の開催支援など、専門的な見地からの個別指導、相談への対
	応を行う。
	また、地域の介護支援専門員の資質向上を図る観点から、必要に応じて、地
	域包括支援センターの各専門職や関係機関とも連携の上、事例検討会や研修の実
	施、制度や施策等に関する情報提供等を行う。
	(エ) 支援困難事例等への指導・助言

改正後(新)	改正前(旧)
	地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援
	センターの各専門職や地域の関係者、関係機関との連携の下で、具体的な支援方
	針を検討し、指導助言等を行う。
	ウ 留意事項
	包括的・継続的ケアマネジメント支援業務は、地域包括支援センターにおい
	   て実施する介護予防ケアマネジメント業務、介護予防支援、介護給付のケアマネ
	ジメントの相互の連携を図り、包括的・継続的なケアが提供されるよう配慮する
	ものとする。
3 (1)~ (2) (略)	3 任意事業
	(1) 目的
	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことが
	できるようにするため、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要
	介護被保険者を現に介護する者等に対し、地域の実情に応じた必要な支援を行うことを
	目的とする。
	(2) 対象者
	被保険者、要介護被保険者を現に介護する者その他個々の事業の対象者として市町村
	が認める者とする。
	ただし、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業又は
	必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業については、住宅改修の
	活用を希望する要介護(支援)被保険者で居宅介護(介護予防)支援の提供を受けてい

改正後(新)	改正前 (旧)
	ない者に対して当該者の住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類を作成した者に限
	<b>వ</b> .
(3)事業内容	(3) 事業内容
(略)	任意事業としては、法上、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業、その他の
	事業が規定されているが、次に掲げる事業はあくまでも例示であり、介護保険事業の運
	営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業
	である限り、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業形態が可能である。
ア(略)	ア 介護給付等費用適正化事業
	介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供
	されていないかの検証、介護保険制度の趣旨の徹底や良質な事業展開のために必要
	な情報の提供、介護サービス事業者間による連絡協議会の開催等により、利用者に
	適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用
	の適正化のための事業を実施する。なお、介護給付等に要する費用の適正化のための
	事業のうち、主要な適正化事業は次のとおり。
	・ 主要介護給付等費用適正化事業(厚生労働大臣が定める主要介護給付等費用適
	正化事業を定める件(平成20年厚生労働省告示第31号))
	① 認定調査状況チェック
	② ケアプランの点検
	③ 住宅改修等の点検
	④ 医療情報との突合・縦覧点検
	⑤ 介護給付費通知

改正後 (新)	改正前(旧)
イ (略)	イ 家族介護支援事業
	介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な
	事業を実施する。
	(ア) 家族介護支援事業
	要介護被保険者の状態の維持・改善を目的とした、適切な介護知識・技術
	の習得や、外部サービスの適切な利用方法の習得等を内容とした教室を開催
	する。
	(イ) 認知症高齢者見守り事業
	地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を目的とした、認知症に関
	する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認
	知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問な
	どを行う。
	(ウ) 家族介護継続支援事業
	家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者
	を現に介護する者に対するヘルスチェックや健康相談の実施による疾病予
	防、病気の早期発見や、介護用品の支給、介護の慰労のための金品の贈呈、
	介護から一時的に解放するための介護者相互の交流会等を開催する。
	ウーその他の事業
	次の(ア)から(ウ)までに掲げる事業その他の介護保険事業の運営の安定化及
ウ(略)	び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業を実施する。
	(ア) 成年後見制度利用支援事業
	市町村申立て等に係る低所得の高齢者に係る成年後見制度の申立てに要

改正後(新) (ウ) ① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多く の高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、 緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団 体等による支援体制を構築するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まい を確保するための事業を行う。

②~⑤(略)

改正前(旧)

する経費や成年後見人等の報酬の助成等を行う。

(イ) 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施、福祉用具・住宅改修に関する助言、住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類の作成及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行う。

(ウ) 地域自立生活支援事業

次の①から⑤までに掲げる高齢者の地域における自立した生活を継続させるための事業を実施する。

① 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業

高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、高齢者向け優良賃貸住宅、 高齢者専用賃貸住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等を対象に、日常 生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等 を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築 するなど、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための 事業を行う。

② 介護サービスの質の向上に資する事業

地域で活躍している高齢者や民生委員等が、介護サービス利用者のための相談などに応じるボランティア(介護相談員)として、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、サービス担当者と意見交換等(介護相談員派遣等事業)を行う。

③ 地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業 栄養改善が必要な高齢者(二次予防事業の対象者を除く。)に対し、

改正後(新)	改正前(旧)
	地域の社会福祉法人等が実施している配食の支援を活用し、高齢者の状況
	を定期的に把握するとともに、必要に応じ、地域包括支援センター等に報
	告する。
	④ 家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業
	高齢者のいる世帯における家庭内の事故等による通報に随時 (24時
	間・365日)対応するための体制整備(電話を受け付け、適切なアセス
	メントを行う専門的知識を有するオペレーターの配置等)を行う。
	⑤ 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
	地域社会等において、豊かな経験と知識・技能を生かし、地域の各団
	体の参加と協力のもとに、高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、
	地域における様々な社会資源を活用し、各種サービスを提供する。
(4) ア~イ (略)	(4) 留意事項
	ア 任意事業の実施に当たっては、この包括的支援事業の円滑な実施に資するネットワ
	一クの構築や地域のコミュニティの形成を踏まえるなど、地域における社会資源の
	活用に留意すること。
	イ 住宅改修費の支給の申請に係る必要な理由がわかる書類を作成する事業及び必要
	な理由がわかる書類を作成した場合の経費を助成する事業の実施にあたっては、介
	護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その
	他これに準ずる資格等を有する者など、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修
	費の支給の対象となる住宅改修について十分な専門性があると認められる者が作成
	者であること。
ウ (3)のウの(ウ)の③のような、配食の支援を活用した事業を実施する場合、食材料費	ウ (3)のウの(ウ)の③のような、配食の支援を活用した事業を実施する場合、食
及び調理費相当分は <u>利用者負担とすることを基本とする</u> が、利用料の設定に当たっては、	材料費及び調理費相当分は <u>利用者負担とすることが基本となる</u> が、利用料の設定に

改正後 (新)	改正前(旧)
低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。 <u>なお、事業の対象者・利用の</u>	当たっては、低所得者への配慮や市町村における財源等を考慮すること。
<u>負担額等については、予め要綱等において明確に規定しておくこと。</u>	
工(略)	エ 介護予防・地域支え合い事業として実施されていた事業のうち、「生きがい活動支
	援通所事業」や「緊急通報体制等整備事業」等の一般財源化された事業は、地域支
	援事業として実施することはできないものであること。